

10月11日以降の対応について

学校長

県の感染拡大警戒基準が「ステージⅡ」に引き下げられたことから、本市においては、これまでの学校の行動基準「レベル2」の対応から、10月11日以降については「レベル1」の対応に変更されました。

原則として学校での対応を下記のとおりとすることになりました。

なお、今後の感染状況によってはレベルの変更の可能性があります。引き続き、基本的な感染症対策をよろしくお願いいたします。

記

1 出席の取扱

これまで同様、児童に発熱等の風邪症状がある場合は欠席扱いとせず、出席停止扱いとする。ただし、通院等で病名がはっきりしていたり、アレルギー等による発熱や咳等と分かっていたりする場合は、通常の病欠とします。

なお、同居の家族に風邪症状があったとしても出席停止扱いにはせず、本人に症状がなければ登校することができます。

2 健康状況の把握

これまで同様、登校前の検温や健康チェックは継続します。チェックカードの提出を確実にお願いします。ただし、同居の家族の健康チェックは必要なくなりました。（朝の児童玄関前での検温は停止しています。）

3 少年団等学校外活動

感染対策をとったうえで、通常の活動ができます。練習試合や大会等の参加も認めるそうです。ただし、県外の遠征は自粛するようにとのことです。（詳細は、各団体の上部組織から連絡があると思います。）

4 修学旅行等

感染対策を行ったうえで県内実施とする。